

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 大同メタル工業株式会社

【英訳名】 Daido Metal Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 判 治 誠 吾

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルヂング13階

【電話番号】 052 - 205 - 1401

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員
経営・財務企画ユニット長 佐々木 利 行

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルヂング13階

【電話番号】 052 - 205 - 1401

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員
経営・財務企画ユニット長 佐々木 利 行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)
大同メタル工業株式会社 東京支店
(東京都品川区東品川二丁目2番24号
天王洲セントラルタワー17階)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

・配当財産の種類

金銭

・株主に対する配当財産の割合てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 金10円

配当総額 398,173,410円

・剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金より2,000,000,000円を減少させ、別途積立金を同額増加させるものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」により責任限定契約の締結対象者が拡大されたことに伴い、社内及び社外から広く非業務執行取締役及び監査役として有用な人材を招聘し確保できる環境の整備を図るために、当社定款第31条第2項を新設し、併せて当社定款第40条第2項について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

判治誠吾、櫻山恒太郎、佐々木利行、河村康雄、井川雅樹及び武井敏一を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

玉谷昌明、田辺邦子及び松田和雄を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

石渡信行を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名に対し、当社所定の基準に基づき、賞与総額147,000,000円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	304,873	4,773	720	(注) 1	可決 95.1
第2号議案 定款一部変更の件	310,183	203	0	(注) 2	可決 96.7
第3号議案 取締役6名選任の件					
判治 誠吾	302,624	7,032	720	(注) 3	94.4
樫山 恒太郎	305,872	4,504	0		95.4
佐々木 利行	306,654	3,722	0		可決 95.6
河村 康雄	306,644	3,732	0		95.6
井川 雅樹	306,654	3,722	0		95.6
武井 敏一	309,653	723	0		96.6
第4号議案 監査役3名選任の件					
玉谷 昌明	307,734	2,642	0	(注) 3	可決 96.0
田辺 邦子	228,921	81,455	0		71.4
松田 和雄	289,139	21,237	0		90.2
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 石渡 信行	309,531	855	0	(注) 3	可決 96.5
第6号議案 役員賞与支給の件	309,813	573	0	(注) 1	可決 96.6

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上